

○天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

令和2年3月31日要綱第45号

天城町U I ターン起業家支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本町の定住人口の増加を促進するため、U I ターン者で新たに創業する起業家を支援し、町内定住による地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) U I ターン 進学、就職などのために町外において居住していた町内出身者が、定住の意思を持って再び転入すること、又は町外出身者が定住の意思を持って転入すること。

(2) 起業家 新たに創業を計画し、実際に事業に着手する者

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、U I ターン者で本町において新たに創業する起業家であって、次の各号に該当するものとする。

(1) 本町に住民登録を行った日から5年以内の者で、町内で起業する者

(2) 町税等（町において賦課された町県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税等、各種使用料等をいう。）の滞納がない者

(3) 申請日に本町に在住（住民登録）している者で、申請日において満20歳以上の者及び5年以上継続してその事業を展開する見込みのある起業家

(4) 町内業者との請負契約及び備品購入を行う者。ただし、契約内容及び備品内容によっては、その限りでない。

(5) 町長が特別に認めた者

2 次の各号に該当する者は、補助金交付対象者から除くこととする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある起業で、町が支援を行なうことが適当でないと認められるもの

(2) 法人において、社名又は代表者変更で事業する者

(3) 親に代わって、子又は親族が経営者となる者

(4) 仮設テント、仮設店舗で事業しようとする者

(5) 貸金業を営もうとする者

(6) 天城町暴力団排除条例（平成24年6月19日条例第12号）第2条第1項第4号及び第5号に該当する者

(7) その他町長が適切でないと判断する事業をしようとする者

(補助対象経費及び補助金額)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、創業等の際に必要な経費で、別表に定める経費とする。

2 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、50万円を限度とする。

(交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、天城町U I ターン起業家支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 創業計画書（様式第2号）

- (2) 収支計画書（様式第3号）
- (3) 町税等完納証明書
- (4) 住民票の写し（本籍、筆頭者は省略）
- (5) 創業経費の見積書（請負契約書の写し、購入備品等の見積書の写しなど）
- (6) その他町長が必要と認める書類
（交付決定及び通知）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助の可否を決定し、天城町UIターン起業家支援補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 町長は、必要があると認めるときは、天城町商工会の意見を聴くものとする。
（報告又は調査）

第7条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は担当職員に調査させることができる。
（実績報告等）

第8条 申請者は、補助事業が完了したときは、速やかに天城町UIターン起業家支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の添付書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 創業経費の領収書（工事、購入備品などの領収書）
- (2) 創業に係る完成写真（工事前後の写真、備品購入写真など）
- (3) 賃貸借契約書の写し（必要な場合のみ）
- (4) その他町長が必要と認める書類
（補助金の確定）

第9条 町長は、実績報告書の提出があったときは、その内容及び補助事業が完了したことを確認の上、補助金の額を確定し、天城町UIターン起業家支援補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。
（補助金の請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、天城町UIターン起業家支援補助金交付請求書（様式第7号）により、町長に補助金の交付請求を行うものとする。

2 補助金の交付は口座振込みによるものとし、振込先は交付決定者名義の口座に限るものとする。
（補助金の交付）

第11条 町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
（決定の取消及び返還）

第12条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他町長が不相当と認めたとき。
（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日要綱第3号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
創業に伴う下記の経費 ・店舗等の建築に係る工事費用 ・店舗等の改築又は改修に係る工事費 ・設備費 ・空店舗、駐車場等の賃借料 ・開業に伴う広告宣伝費 ・備品購入費 ・その他町長が必要と認める経費